

「食の安全ダイアル」に寄せられた質問等について(9月分)

(1) 問い合わせ件数

平成16年9月1日～平成16年9月30日

79件

(2) 内訳

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 食品安全委員会関係 | 18件 |
| 食品健康影響評価関係 | 25件 |
| 食品安全基本法関係 | 0件 |
| リスク管理一般関係 (うち食品表示に関するもの) | 33件 (4件) |
| その他 | 3件 |

*うち、BSE関係 41件

(3) 問い合わせの多い質問等

【食品安全委員会関係】

Q. 一般消費者から委員会に対して食品健康影響評価の要望はできるのですか。

A. 食品安全委員会では、厚生労働省、農林水産省等のリスク管理機関からの要請により、食品健康影響評価を行っております。

また、食品安全委員会は、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認められる場合には、自らの判断により食品健康影響評価を行うこととしています。

自らの判断により食品健康影響評価を行う案件については、企画専門調査会において、食品安全モニター報告や食の安全ダイアルに寄せられた質問も含め、一元的に収集した国内外の食品の安全性に関する情報のうち、「国民の健康への影響が大きいと考えられるもの」、「危害要因等の把握の必要性が高いもの」又は「評価ニーズが特に高いと判断されるもの」などを判断基準として優先度が高いと考えられるものを対象として絞り込むなどした上で、食品安全委員会それぞれについて検討した上で決定することとしております。

食品健康影響評価の要望も含めて、食品の安全性についてのお問合せについては、「食の安全ダイアル」にお寄せください。

【食品健康影響評価関係】

「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について - 中間とりまとめ - 」関連】

Q. 「中間とりまとめ」のポイントを分かりやすく説明してください。

A. 食品安全委員会では、日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について、プリオン専門調査会を中心として検証を行い、9月9日に「中間とりまとめ」を取りまとめ、同日、厚生労働大臣及び農林水産大臣に通知いたしました。

本中間とりまとめの主なポイントは以下のとおりです。

人へのBSE感染リスクは、現在講じられているBSE対策によって効率的に排除されている。

検出限界以下の牛を検査対象から除外しても、現在の特定危険部位の除去措置を変更しなければ、リスクは増加しない。

我が国におけるBSE検査において、21ヶ月、23ヶ月齢の感染牛が見つかっており、21ヶ月齢以上の牛については、現在の検査法によりBSEプリオンの存在が確認される可能性がある。

21ヶ月、23ヶ月齢のBSE感染牛の延髄門部に含まれる異常プリオン蛋白質の量が微量であること、我が国における約350万頭に及ぶ検査により、20ヶ月齢以下のBSE感染牛を確認することができなかったことは、今後の我が国のBSE対策を検証する上で十分考慮に入れるべき事実である。

特定危険部位の除去、検査法の研究推進、飼料規制の実効性担保などが重要である。

(参考)

当委員会の季刊誌「食品安全」(特別号)でも「中間とりまとめ」のポイントを解説しておりますのでご参照下さい

(<http://www.fsc.go.jp/sonota/kikansi.html>)

Q. BSE検査の検出限界以下の量でもBSEプリオンを食品を通じて摂取することにより、vCJDの発症の可能性があるのかどうか教えてください。

A. 現在の知見では、

BSEプリオンの人についての感染量と発症の相関関係、特に、人への発症最少量、反復投与による蓄積効果などについて未だ明らかになっていない牛生体内でのBSEプリオンの伝播様式、分布、増幅様式などについては、未だ解明されていない部分が多い、

等とされています。

しかしながら、中間とりまとめにおいては、「検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、現在の全月齢の牛を対象としたSRM除去措置を変更しなければ、それによりvCJDのリスクが増加することはないと考える。」とさ

れており、検出限界以下のプリオンを含む牛についても、SRM除去を確実に行えば、vCJDのリスクが増加することはないと考えられます。

Q. 「中間とりまとめ」とされていますが、「中間」とはどのようなことですか。

A. BSE問題を科学的に検証することは食品安全委員会の責務であると認識し、発足以来、プリオン専門調査会を中心にBSE問題全体について幅広く情報・データを収集・整理するとともに、様々な角度から綿密な検討を続け、「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について」の現時点のとりまとめとして中間とりまとめに至ったものです。

一方、中間とりまとめにも記述されているように、今後とも日本におけるBSEによるリスクの定量的な評価等を行うことが課題とされており、必要な情報の収集を進め、引き続き議論を着実に進めてまいりたいと考えております。

Q. 350万頭の牛についてBSE検査を行ったとされていますが、それらの牛の月齢は把握されているのですか。また、20ヶ月齢以下の牛がどれくらいいたのですか。

A. わが国においては、従来より出生情報等が整備されており、約3年間にと畜された350万頭の牛の月齢分布が推定することができます。これによれば、20ヶ月齢以下の牛は全体の約1割と考えられます。

昨年12月からは「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき、生産・と畜段階において牛の出生情報等の個体識別のための情報を記録するトレーサビリティ制度が義務付けられ、正確な月齢の判定が確実にできるようになっています。

Q. プリオン専門調査会での審議と平行して開催されていた意見交換会等において指摘されてきた見解や意見については、とりまとめに当たってどのように対応されたのですか。

A. 食品安全委員会は、我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証作業について国民の皆様にご理解を深めていただくとともに、関係者と意見を交換するため、科学的な議論を深める段階から積極的に意見交換会などのリスクコミュニケーションを実施してまいりました。

これらの意見交換会においていただいた意見については、プリオン専門調査会にご報告し、これらの意見も含めて議論を行って中間とりまとめを行ったところです。